

退職互助部説明

PART④

～ 給付事業について(医療補助金概要) ～

(一財)長崎県教職員互助組合



退職互助部のメイン事業である医療補助金の説明です。

Ⅰ 給付事業一覧

請求期限3年

(1) 長寿祝金

77歳、88歳、99歳になられる月に、お祝い金として1万円を給付する。

(2) 弔慰金

組合員(加入配偶者)の死亡時にお見舞金として給付します。

(3) 医療補助金 (別の説明動画で説明)

医療保険適用の窓口負担分について、一部を補助します。



医療補助金は、医療機関などで支払う医療保険の適用された金額の一部を補助する事業です。

請求期限は、3年となっていますので、請求漏れが無いようご注意ください。

(3) 医療補助金

請求期限3年

【対象者】 退職組合員本人及び退職加入配偶者

【給付額】 1レセプト(医療保険別、医療機関別、月別、入院・外来別に分けたもの)毎に一部負担金(保険適用分のみ)から1,500円を控除後の額の60%を給付(百円未満切捨)

※ 地方公共団体等から付加給付や高額療養費などの払い戻しがある場合は、その額を控除して計算します。

【注意】上記給付金計算方法により、**1,670円未満は対象外**となります。

例: $(1,660円 - 1,500円) \times 60\% = 96円 \rightarrow$ 百円未満切捨てにより 0円
 $(1,670円 - 1,500円) \times 60\% = 102円 \rightarrow$ 百円未満切捨てにより 100円

【給付対象外】

入院時の食事療養費、保険外診療、介護保険適用の自己負担分、予防接種など

【送金日】 原則、医療補助金請求書を互助組合が受付けた日の翌月

請求できる方は、退職互助部に参加している組合員と退職加入配偶者となり、その他ご家族の方は対象となりません。

給付額ですが、医療保険別、医療機関別、月別、入院・外来別に分けた医療保険が適用された一部負担金から1,500円を控除した額に60%を乗じて、100円未満を切り捨てた金額を給付します。

なお、地方公共団体等から付加給付がある場合や、高額療養費などの払い戻しがある場合は、差し引いて計算します。

この計算方法に伴って、1,670円未満となるものは、対象外となりますのでご注意ください。

また、医療補助金は、医療保険診療分が対象となりますので、検診などの保険外診療、介護保険適用分、予防接種、入院時の食事療養費などは対象となりません。

給付金の送金は、原則的に請求書を受け付けた翌月末日の平日となります。

(3) 医療補助金

請求期限3年

【請求方法】

① A型請求

(医療機関に医療補助金請求書を持参し記入してもらう)

② B型請求

(領収証等を元に自身で医療補助金請求書に記入する)

✓平成31年4月以降の受診分は、領収証の代わりに「医療費のお知らせ」を利用して請求できます。

それぞれの請求方法は、別の動画をご覧ください。



請求方法は、

1つ目が、医療機関に医療補助金請求書を持参し、医療機関に記入してもらうA型請求

2つ目が、領収証等をもとに、ご自身で医療補助金請求書に記入するB型請求の2つの方法があります。

また、平成31年4月以降に受診されたものは、領収証の代わりに保険者より送付される「医療費のお知らせ」を用いて請求ができるようになりました。

医療補助金請求書の書き方など、詳細は別の動画をご覧ください。

(3) 医療補助金

請求期限3年

【Aさんが受け取った医療補助金の例】

5月の通院及び医療補助金					領収合計
	風邪を引いて 内科医院へ	風邪薬を処方 してもらった	自宅でつまづい て外科医院へ	歯が痛くなり3度 歯科医院へ通院	
	領収 金額	3,420円 ※保険診療分	1,300円 ※保険診療分	4,650円 ※保険診療分	
給付 金額	1,100円 (3,420円-1,500円)×60% ※百円未満切捨	0円 1,670円未満は対象外	1,800円 (4,650円-1,500円)×60% ※百円未満切捨	4,000円 (8,260円-1,500円)×60% ※百円未満切捨	
5月受診分の 医療補助金合計			6,900円	実質自己負担	10,530円

Aさんが、受け取る医療補助金の例を見てみましょう。

Aさんは、5月に風邪を引いて、内科医院に行き、窓口で保険適用分3,420円を支払いました。

また、そこで処方箋をもらって調剤薬局で風邪薬をもらい、保険適用分1,300円を支払いました。

また別の日に自宅でつまづいて、外科医院に行き、レントゲンなどで保険適用分4,650円を支払いました。

また、歯が痛くなったので、歯科医院にも5月中に3回通院し、保険適用分合計で8,260円支払いました。

それぞれの給付金額を見てみましょう。

内科医院分は、3,420円から1,500円を引いて、60%を掛け、100円未満を切り捨てた1100円が給付額となります。

同様に、調剤薬局も計算しますが、1670円未満は対象外となりますので、調剤薬局分は請求できません。

もし請求したとしても0円となります。

次に、外科医院です。

同じ様に計算し、1,800円が給付額となります。

また歯科医院は、5月に3回通っている合計金額で請求します。

同じように計算し、4,000円が給付額となります。

5月分の医療費としては17,630円かかっていますが、医療補助金として6,900円が給付されますので、実質自己負担額は、10,530円ということになります。

(3) 医療補助金

【注意事項】

- 医療保険が適用されたもののみが対象です。保険適用外のものや、入院時の食事療養費は対象となりません。
- 同一受診月分の請求は、1回のみです。請求後に領収証が見つかったなど、追加で請求されても計算対象外となります。
- 例年12月～4月に請求が集中しますので、夏ごろの請求にご協力ください。

他にも注意事項や詳細な説明がありますので、退職互助部ハンドブックも併せて確認していただきますようお願いいたします。
ご不明な点については、お問い合わせください。



最後に注意事項です。

医療補助金事業は、医療保険が適用されたもののみが対象となりますので、保険適用外のものや、入院時の食事療養費は対象となりません。

また、同一受診月分の請求は、1回のみとなりますので、互助組合に請求した後に領収証が見つかったなど、追加で請求されても計算の対象外となります。

例年12月～4月に請求が集中しておりますので、夏頃の請求にご協力をお願いいたします。

その他の注意事項等については、退職互助部ハンドブックも併せてご確認ください。